

○茨城県立医療大学付属病院副院長及び部長選考規程

〔 平成 8 年 11 月 27 日
医療大訓第 40 号 〕

改正 平成 16 年 3 月 17 日

改正 平成 23 年 1 月 26 日

改正 平成 25 年 2 月 27 日

改正 平成 27 年 3 月 18 日

改正 平成 28 年 6 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則第 108 号）第 9 条の 2 第 6 項の規定により、茨城県立医療大付属病院副院長及び部長（以下「副院長等」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定める。

(選考の機関)

第 2 条 副院長等候補者の選考は、病院長の推薦により学長が行う。

(選考の時期)

第 3 条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、副院長等候補者の選考を行う。

- (1) 副院長等の任期が満了するとき。
- (2) 副院長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 副院長等が欠員になったとき。

2 副院長等の選考は、原則として、前項第 1 号の場合は任期満了日の日の 30 日前までに、同項第 2 号及び第 3 号の場合は速やかに行うものとする。

(副院長等候補者及び副院長等の資格等)

第 4 条 副院長等候補者（看護部長は除く。）は、本学の専任教授又はその予定者（教授会の議を経た者）でなければならない

2 副院長は、部長との兼務とし、医師免許を有する者とする。

3 副院長等は、副学長、学生部長、附属図書館長、研究科長、学科長又はセンター長との兼務はできない。

(知事への申し出)

第 5 条 学長は、第 3 条の規定により副院長等候補者を選考した場合は、知事との協議を経て知事に申し出なければならない。

(任期)

第 6 条 副病院長等の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事由により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

1 この規程は、平成8年12月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し現に付属病院長の職にある者は、この規程により選考された者とみなす。

付 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年2月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。